第３期

白老町子ども・子育て支援事業計画

《令和７年度～令和11年度》

令和７年３月

白老町

目　　　次

[第１章　計画の概要 1](#_Toc190385541)

[１．計画策定の趣旨 1](#_Toc190385542)

[２．計画の位置付け 1](#_Toc190385543)

[３．計画期間 3](#_Toc190385544)

[４．計画の策定方法 3](#_Toc190385545)

[５．近年の国の動き 5](#_Toc190385546)

[第２章　本町の現状 6](#_Toc190385547)

[１．人口・世帯等の状況 6](#_Toc190385548)

[２．出生数の推移 7](#_Toc190385549)

[３．合計特殊出生率の推移 7](#_Toc190385550)

[４．女性の就労の状況 8](#_Toc190385551)

[５．教育・保育施設の状況 8](#_Toc190385552)

[６．ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境 9](#_Toc190385553)

[第３章　第２期計画の実施状況 14](#_Toc190385554)

[１．児童人口の状況 14](#_Toc190385555)

[２．教育・保育事業の実施状況 15](#_Toc190385556)

[３．地域子ども・子育て支援事業の実施状況 16](#_Toc190385557)

[４．施策・事業の進捗状況 20](#_Toc190385558)

[第４章　計画の基本的な考え方 23](#_Toc190385559)

[１．基本理念 23](#_Toc190385560)

[２．基本目標と基本施策 24](#_Toc190385561)

[第５章　施策の展開 25](#_Toc190385562)

[基本目標１　地域における子育ての支援の充実 25](#_Toc190385563)

[基本目標２　親子の健康の確保と増進 30](#_Toc190385564)

[基本目標３　子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備 33](#_Toc190385565)

[基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備と安全確保 36](#_Toc190385566)

[基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進 39](#_Toc190385567)

[基本目標６　支援を必要とする児童や世帯への支援 41](#_Toc190385568)

[基本目標７　子どもの権利保障の推進 44](#_Toc190385569)

[第６章　子ども・子育て支援事業 45](#_Toc190385570)

[１．教育・保育提供区域の設定 45](#_Toc190385571)

[２．児童人口の将来推計 46](#_Toc190385572)

[３．教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」 47](#_Toc190385573)

[４．地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」 49](#_Toc190385574)

[５．教育・保育の一体的提供の推進 58](#_Toc190385575)

[第７章　計画の推進体制 60](#_Toc190385576)

[１．計画の推進に向けた３つの連携 60](#_Toc190385577)

[２．計画の点検・評価・改善 61](#_Toc190385578)

[３．市町村等の責務 61](#_Toc190385579)

[４．計画の推進に向けた役割 62](#_Toc190385580)

# 第１章　計画の概要

## １．計画策定の趣旨

我が国の出生数をみると、第１次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第２次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計による令和５年の出生数は72万7,288人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、本町では令和２年度に「第２期白老町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第２期計画」という。）を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域での子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

第２期計画は令和６年度末に終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「第３期白老町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## ２．計画の位置付け

### （１）計画の法的根拠と位置付け

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条における「市町村行動計画」を一体的に策定し、本町の子育て支援の総合的な計画として位置付けます。

また、「白老町総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、地域福祉計画、障がい児福祉計画など関連計画との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■根拠法と本計画の位置付け

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠法 | 子ども・子育て支援法 | 次世代育成支援対策推進法 |
| 市町村計画 | 市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務あり） | 次世代育成支援市町村行動計画（策定義務なし） |
| 性格特徴 | ○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 | ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画○「白老町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画 |
|  |  | 一体的に策定 |
| **第３期白老町子ども・子育て支援事業計画** |

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### （２）関連計画との関係

上位計画となる「白老町総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、子ども・子育て支援に関する個別計画として具体化を図るものでもあります。

また、本計画は国や北海道が策定する計画との整合性を図るとともに、本町の各種関連計画と相互に連携しながら推進するものです。

■本計画と関係する計画等

≪国≫

・こども基本法、こども大綱

・子ども・子育て支援法

・こどもまんなか実行計画

・健康日本２１　など

≪北海道≫

・北の大地☆子どもの未来づくり北海道計画

・すこやか北海道21　など

≪町関連計画≫

・白老町障がい児福祉計画

・健康しらおい21計画

（第三次）

・白老町データヘルス計画

・その他関連個別計画

**白老町**

**子ども・子育て**

**支援事業計画**

白老町総合計画

## ３．計画期間

計画期間については、令和７年度を初年度とし、令和11年度までの５年間とします。

また計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

■本計画の計画期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 第２期白老町子ども・子育て支援事業計画 |  |  |  |  | 必要に応じて見直し**第３期****白老町子ども・子育て支援事業計画** |  |  |  |  |

## ４．計画の策定方法

### （１）白老町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたって合議制の機関である「白老町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■計画策定体制のイメージ

白老町（計画決定・実行機関）

アンケート調査

パブリックコメント

白老町子ども・子育て会議

（審議等機関）

子育て支援課

（事務局機能）

庁内関連部署

調整・連携

運営事務

意見反映

意見

審議

依頼

### （２）計画策定のためのアンケートの実施

本調査は子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

■アンケート調査の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 調査対象 | 令和６年７月１日現在　白老町に在住する就学前児童及び小学生の全保護者・就学前児童の保護者：229人・小学生の保護者：320人 |
| 調査期間 | 令和６年８月～９月 |
| 調査方法 | ・保育所又は小学校経由にて配布・回収・保育所又は小学校に通っていないお子さんの保護者は郵送による配布・回収・上記に加え、WEB入力フォームによる回答を併用 |

### （３）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民からの意見を反映させるためパブリックコメントを実施します。

## ５．近年の国の動き

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和５年４月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和５年４月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

|  |
| --- |
| **・定義（第２条関連）**この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。**・地方公共団体の責務（第５条関連）**地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**・都道府県こども計画等（第10条関連）**都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**・こども等の意見の反映（第11条関連）**国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 |

# 第２章　本町の現状

## １．人口・世帯等の状況

### （１）総人口の推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和２年の16,471人から令和６年には15,299人に減少しています。

年齢３区分別の人口でみても、年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）だけでなく老年人口（65歳以上）も減少傾向で推移しています。

■総人口及び年齢３区分別人口の推移

 

出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

### （２）児童人口の推移

小学生以下児童の人口は、就学前（０～5歳）、小学生（6～11歳）ともに令和２年以降、毎年減少しており、令和６年は就学前（０～5歳）が274人、小学生（6～11歳）は419人となっています。

■児童人口の推移



出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

## ２．出生数の推移

本町における出生数は、平成26年の70人から減少傾向で推移しており、令和５年は42人となっています。

出生数を５年間の平均でみると、平成26年から平成30年まで５年間は60.4人でしたが、令和元年から令和５年までの５年間は44.4人で16.0人減少しています。

■出生数の推移



出典：白老町

## ３．合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は、平成10～14年は全国及び北海道を上回っていましたが、平成15年以降は減少傾向となり、平成30年～令和４年は1.15で全国及び北海道を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



出典：人口動態統計特殊報告

## ４．女性の就労の状況

本町における女性の年齢階級別就業率は、20代から50代でおおむね北海道を上回っている状況にあります。

また、本町の女性の就業率は子育ての中心的年代である20代及び30代においても大きな低下はみられず、子育てと就労の両立がしやすい環境であることがうかがえます。

■女性の年齢階級別就業率（令和２年）



出典：国勢調査

## ５．教育・保育施設の状況

本町の教育・保育施設別の入園児数の推移は下表のとおりで、ほとんどの教育・保育施設で入園児数は減少しています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設分類 | 施設名称 | 種別 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 保育園 | はまなす保育園 | 定員 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 入園児数 | 36 | 32 | 31 | 33 | 24 |
| 認定こども園 | 海の子保育園 | 定員 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 入園児数 | 40 | 39 | 35 | 31 | 36 |
| 緑丘保育園 | 定員 | 60 | 60 | 60 | 50 | 50 |
| 入園児数 | 57 | 52 | 52 | 43 | 39 |
| 白老小鳩保育園 | 定員 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| 入園児数 | 61 | 65 | 58 | 54 | 46 |
| 白老さくら幼稚園 | 定員 | 85 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| 入園児数 | 60 | 61 | 73 | 70 | 57 |

出典：白老町（各年４月１日現在）

## ６．ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

### （１）主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者は、「両親」が56.0％で最も多く、次いで「主に母親」（38.8％）が続いています。小学生の保護者も「両親」が57.8％で最も多く、次いで「主に母親」（38.5％）が続いています。

■就学前児童の保護者



■小学生の保護者



### （２）母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「現在は就労していない」が32.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」（30.4％）、「フルタイム」（25.0％）が続いています。

小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が39.3％で最も多く、次いで「フルタイム」（38.3％）、「現在は就労していない」（16.4％）が続いています。R1年調査と比べると、「パート・アルバイト等」は12.8ポイント減少しています。

■就学前児童の保護者



■小学生の保護者

 

### （３）教育・保育事業の利用状況　（就学前児童）

現在、利用している教育・保育事業は「認定こども園」が57.7％で最も多く、次いで「認可保育所」（13.9％）、「ファミリー・サポート・センター」（10.9％）が続いています。



### （４）教育・保育事業の利用意向　（就学前児童／複数回答）

今後、利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が64.4％で最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が23.1％で続いています。



（子どもの人数で集計）

※R1年調査に「利用したいと思わない」の選択肢はありません。

### （５）地域子育て支援拠点事業の利用状況等　（就学前児童）

現在の利用状況は、「子育てふれあいセンター（すくすく3・9）を利用している」が38.8％、「子ども発達支援センター（ピヌピヌ）を利用している」は12.1％となっています。R1年調査と比べると、子育てふれあいセンター（すくすく3・9）は11.5ポイント増加しています。

今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が22.4％、「すでに利用しており、今後利用回数を増やしたい」が26.7％となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）



■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向（複数回答）



### （６）病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことがあった際「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は46.8％となっています。



### （７）一時預かり等の利用意向　（就学前児童）

一時預かり等の利用状況は、「ファミリー・サポート・センター」が50.0％で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」（36.4％）、「一時保育」（27.3％）となっています。

また、今後、一時預かり等を「利用したい」人は53.4％となっています。

■一時預かり等の利用状況（複数回答）



■今後の一時預かり等の利用意向



### （８）ショートステイの利用意向　（就学前児童）

今後、ショートステイを「利用したい」方は19.8％となっています。



### （９）放課後に過ごさせたい場所　（就学前児童／複数回答）

放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が62.2％で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」（59.5％）、「習い事」（54.1％）が続いています。



### （10）町の子育て環境・支援の満足度

子育て環境・支援について「満足」「やや満足」の合計をみると、就学前児童の保護者は30.1％となっており、R1年調査と比べると8.6ポイント増加しています。

また、小学生の保護者は30.5％となっており、R1年調査と比べると11.8ポイント増加しています。

■就学前児童の保護者

 

■小学生の保護者

 

# 第３章　第２期計画の実施状況

## １．児童人口の状況

第２期白老町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数の実績は推計値を下回って推移している一方、小学生児童数は推計値を上回る実績で推移しました。

■就学前児童数の推移（０～５歳）

 

※実績値：住民基本台帳（各年４月１日現在）

■小学生児童数の推移（６～11歳）

 

※実績値：住民基本台帳（各年４月１日現在）

## ２．教育・保育事業の実施状況

### （１）１号認定（３歳以上／認定こども園）

１号認定（認定こども園の教育部分）の入園児数は令和４年度及び令和５年度に実績が量の見込みを上回りましたが、ほかの年度は量の見込みを下回る実績となりました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画 | 量の見込み | 人 | 53 | 52 | 48 | 46 | 44 |
| 確保方策 | 75 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| 実　　績 | 41 | 42 | 56 | 48 | 41 |

実績：各年４月１日現在

### （２）２号認定（３歳以上／保育所・認定こども園）

２号認定（保育所及び認定こども園の保育部分）の入園児数は、量の見込みを上回る入園実績で推移しました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画 | 量の見込み | 人 | 127 | 126 | 118 | 111 | 105 |
| 確保方策 | 139 | 139 | 139 | 139 | 139 |
| 実　　績 | 160 | 152 | 134 | 135 | 110 |

実績：各年４月１日現在

### （３）３号認定（３歳未満／保育所・認定こども園）

３号認定（保育所及び認定こども園の保育部分）の入園児数のうち０歳児及び１・２歳児ともにおおむね量の見込みを下回る利用実績で推移しました。

#### ①０歳児

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画 | 量の見込み | 人 | 28 | 27 | 27 | 26 | 25 |
| 確保方策 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| 実　　績 | 25 | 20 | 30 | 17 | 8 |

#### ②１・２歳児

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画 | 量の見込み | 人 | 79 | 75 | 74 | 71 | 68 |
| 確保方策 | 80 | 78 | 78 | 78 | 78 |
| 実　　績 | 71 | 60 | 53 | 55 | 59 |

実績：各年４月１日現在

## ３．地域子ども・子育て支援事業の実施状況

### （１）利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では利用者支援に加えて関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、及び母子保健に関する相談支援を行う「母子保健型」の利用者支援事業を推進してきました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
|  | 基本型・特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
|  | 基本型・特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

### （２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和４年度の利用実績は計画を下回りましたが、それ以外の年度は計画を上回る利用実績となりました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 利用者数 | 計画 | 月あたり延人数 | 488 | 463 | 454 | 434 | 417 |
| 実績 | 542 | 385 | 407 | 423 | － |
| 実施箇所数 | 計画 | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

※実施場所：白老町子ども発達支援センター、白老町子育てふれあいセンター（町委託事業）

### （３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

当事業の実施回数の実績は計画を下回って推移しました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 延回数 | 770 | 728 | 700 | 672 | 644 |
| 実　績 | 536 | 488 | 424 | 541 | － |

### （４）乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。当事業の実績はおおむね計画を下回って推移しました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 実人数 | 55 | 52 | 50 | 48 | 46 |
| 実　績 | 40 | 52 | 29 | 43 | － |

### （５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

当事業はおおむね計画に近い実績で推移しました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 実人数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 実　績 | 12 | 18 | 14 | 13 | － |

### （６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

当事業は本町で実施できておらず、実績はありませんでした。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 延人数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 実　績 | － | － | － | － | － |

### （７）ファミリー・サポート・センター事業（※小学生の預かり）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当事業はおおむね計画を上回る実績で推移しました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 実人数 | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 |
|  | 低学年（1～3年） | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 |
| 高学年（4～6年） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実　績 | 15 | 15 | 20 | 16 | － |
|  | 低学年（1～3年） | 10 | 10 | 15 | 9 | － |
| 高学年（4～6年） | 5 | 5 | 5 | 7 | － |

### （８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

預かり保育は令和４年度まで計画を下回る実績で推移しましたが、令和５年度は利用が大きく伸びました。

一時預かり事業は計画を上回る実績で推移していますが、その延利用人数は減少傾向となっています。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 延人数 | 1,103 | 1,092 | 1,020 | 960 | 905 |
| 実　績 | 512 | 316 | 776 | 1,200 | － |

■在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 延人数 | 122 | 121 | 120 | 120 | 120 |
| 実　績 | 1,168 | 934 | 717 | 464 | － |

### （９）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

当事業は計画を下回る実績で推移しました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 実人数 | 63 | 63 | 58 | 58 | 58 |
| 実　績 | 42 | 41 | 42 | 47 | － |

### （10）病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

当事業は計画を下回る実績で推移しましたが、延利用人数は増加傾向がみられます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 延人数 | 46 | 45 | 43 | 41 | 39 |
| 実　績 | 3 | 8 | 10 | 25 | － |

### （11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

当事業は令和２年度に計画を大きく回る実績となり、その後年度によって増減しながら減少傾向で推移してきました。

学年別の利用実績をみると、４年生以上の高学年は計画を上回って推移しました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 計画（量の見込み） | 実人数 | 135 | 128 | 122 | 118 | 116 |
|  | １年生 | 37 | 36 | 31 | 31 | 32 |
| ２年生 | 34 | 36 | 35 | 30 | 31 |
| ３年生 | 33 | 30 | 30 | 28 | 28 |
| ４年生 | 15 | 11 | 14 | 15 | 14 |
| ５年生 | 11 | 10 | 7 | 10 | 7 |
| ６年生 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 実　績 | 154 | 121 | 131 | 103 | 119 |
|  | １年生 | 32 | 24 | 38 | 18 | 32 |
| ２年生 | 42 | 23 | 25 | 34 | 19 |
| ３年生 | 21 | 30 | 21 | 23 | 30 |
| ４年生 | 34 | 16 | 23 | 14 | 20 |
| ５年生 | 18 | 20 | 6 | 9 | 12 |
| ６年生 | 7 | 8 | 18 | 5 | 6 |

■参考：児童館の利用実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 児童館の利用実績 | 延人数 | 3,412 | 3,262 | 4,398 | 2,919 | － |

## ４．施策・事業の進捗状況

### 基本目標１　幼児期の学校教育・保育の充実

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)教育・保育施設の整備 | 児童人口の減少を背景として教育・保育施設全体の受け入れ人数は減少してきていますが、２号認定（３歳以上の保育認定）は想定していた人数よりも多い利用実績となりました。（詳細は「２　教育・保育事業の実施状況」に掲載）また、認定こども園及び認可保育所で提供している給食に関しては、これまで実施してきた副食費の補助に加え、主食費の補助を令和６年４月から開始しました。 |
| (２)教育・保育内容の充実 | 一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業、障がい児保育事業、特色ある幼児教育等を実施して、保護者の多様なニーズに対応してきました。（詳細は「３　地域子ども・子育て支援事業の実施状況」に掲載） |

### 基本目標２　地域における子育ての支援

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)地域における子育て支援サービスの充実 | 子育て家庭の支援のため、町内2箇所（子育てふれあいセンター、子ども発達支援センター）で地域子育て支援拠点事業を実施して親子同士の交流や育児相談等を行ってきました。又はファミリー・サポート・センター事業及び放課後児童クラブにより、小学生がいる保護者の子育て支援も推進してきました。（詳細は「３　地域子ども・子育て支援事業の実施状況」に掲載）併せて、こども誰でも通園制度試行的事業として「ちょこっと預かり」を令和６年７月から開始しました。 |
| (２)子育て支援のネットワークの拡充 | 子育て世代包括支援センターの運営を通じて、関係団体が情報交換を行い、連携強化を図ってきました。また、町内2箇所（子育てふれあいセンター、子ども発達支援センター）で実施している「赤ちゃんひろば」や「みんなのひろば」を通じて、子育て中の保護者が交流できる場を提供してきました。 |

### 基本目標３　妊娠・出産期からの切れ目ない支援

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)子どもと母親の健康の確保 | 妊産婦相談、新生児訪問、乳幼児健診等妊娠期から切れ目ない支援を実施して、母子ともに身体的・精神的な健康の保持に努めてきました。（詳細は「３　地域子ども・子育て支援事業の実施状況」に掲載）また、妊娠・出産・子育てに関するオンライン相談を始めたほか、出産・子育て応援交付金の活用及び伴走型相談支援の実施により妊産婦へのきめ細やかな対応と経済的支援を一体的に提供してきました。 |
| (２)思春期保健対策の充実 | 妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得るために、毎年、性教育講座を実施して（中学２年生対象）、思春期の心と身体の健康づくりを進めてきました。 |
| (３)食育の推進 | 乳幼児健診等において栄養士による栄養相談を実施し、子どもの成長や発達に応じた食生活のアドバイスを行ってきました。また、町内の各学校で提供している給食では郷土給食として「ふるさと給食」を令和６年度から開始しました。 |

### 基本目標４　子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)次世代の親の育成 | 各保育園等において、小中高校生と園児との交流を通じて、次世代の親としての自覚や正しい知識を持つための意識づけを行ってきました。 |
| (２)生きる力の育成に向けた教育環境の整備 | 学校教育を支えるＩＣＴ活用の基盤を整備してきたほか、ＩＣＴを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進に向けた取組を進めてきました。また、いじめや不登校に対応するため、各小中学校で教育相談を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣し、様々な悩みを相談できる体制の充実を図ってきました。 |
| (３)家庭や地域の教育力の向上 | 訪問型家庭教育支援事業の家庭教育講話や子育て講座を実施して家庭の教育力向上を図ってきました。 |
| (４)児童の健全育成 | 出前講座や「早寝早起き朝ごはん」運動、体験学習等の実施を通じて、児童生徒の規範意識の醸成と望ましい生活習慣の定着を推進してきました。 |

### 基本目標５　子育てを支援する生活環境の整備と安全確保

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)安全・安心な生活環境の整備 | 新婚世帯の新生活を支援するため、住宅取得費用などの一部を補助してきたほか、町外から転入してきた子育て世帯を対象に、家賃の一部助成を実施してきました。また、児童の安全を確保するため、通学路及び公園の遊具の点検及び安全対策を推進してきました。 |
| (２)子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進 | 青少年センターや防犯協会によるパトロールの実施、小中学校でＩＣＴ機器の正しい活用方法に関する講座を開催するなど、子どもが犯罪の被害に遭わないための取組を実施してきました。 |
| (３)被害に遭った子どもの保護の推進 | 犯罪などの被害に遭ったり、いろいろな悩みを解決するために、青少年センター、スクールカウンセラー、状況によっては児童相談所などの関係機関が連携して、きめ細かな相談対応を実施してきました。 |

### 基本目標６　職業生活と家庭生活との両立の推進

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)多様な働き方の実現及び働き方の見直し | ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用及び労働条件の改善を啓発するとともに、育児休業や短時間勤務などの制度について周知・啓発を推進してきました。 |
| (２)仕事と子育ての両立推進 | 保育園等における延長保育や一時預かり事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等により、仕事と家事の両立を図るサービスを実施し、共働き世帯のニーズに応えられるよう努めてきました。（詳細は「３　地域子ども・子育て支援事業の実施状況」に掲載）また、地域子育て支援拠点事業における父親参加型行事などを実施して、男性の育児参加の意識醸成を図ってきました。 |

### 基本目標７　支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取組の推進

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の未然防止・早期発見のため、要保護児童対策地域協議会を中心として、教育・保育、保健、医療、福祉などの関係機関が連携して要支援・要保護児童の対応を行ってきました。 |
| (２)ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭には児童扶養手当の支給のほかに保育料軽減、就学援助、ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成など経済的支援を行ってきました。 |
| (３)障がい児施策の充実 | 障がいや発達の遅れがある児童が必要な支援が受けられるように、子ども発達支援センターを相談支援事業所として相談体制の整備を行うとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービスを実施して、身近な地域で療育を受ける体制整備を行ってきました。 |
| (４)子どもの貧困対策の推進 | 子育て世帯の経済的支援として、子ども医療費助成制度の助成対象を18歳まで拡大したほか、認定こども園及び認可保育所で提供している給食に関して、副食費だけでなく主食費の補助を開始しました。 |

### 基本目標８　子どもの権利保障の推進

| 施策の展開 | 進捗状況と成果 |
| --- | --- |
| (１)子どもの権利についての啓発活動の推進 | 小学校において人権教室を実施したほか、「しらおい子ども憲章」の普及・啓発を推進しました。 |
| (２)子どもの権利侵害への対応 | 各学校においていじめ、不登校等についての相談支援やきめ細やかな対応を行ってきたほか、子どもの人権110番などの相談先について周知を行いました。 |

# 第４章　計画の基本的な考え方

## １．基本理念

「子ども・子育て支援法」の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会の全ての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

また、令和５年４月に施行された「こども基本法」では、全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることとされています。

本町においては、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、本町の地域特性などを踏まえ、第２期計画では「思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち」を基本理念として子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

近年は就労形態の多様化に伴い教育・保育ニーズも多様化しているほか、子育てに関する不安や負担感を抱く人の増加等、子育てを取り巻く環境が変化してきており、子どもを安心して産み育て、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長することができるまちづくりが求められています。

このような状況を踏まえ、安心して子育てできる環境が確保され、子どもがいきいきと輝き、健やかに育つまちを実現するため、第６次白老町総合計画における子ども・子育て分野の目指す姿を踏まえて、本計画の基本理念を次のとおり設定します。

安心して子どもを産み育てることができ、

子どもがいきいきと健やかに育つまち

基本理念

本計画の推進を通じて、子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの人権と最善の利益が尊重されるよう、必要となる支援を等しく受けられる環境を整え、全ての子どもを支援する視点を持って取り組みます。

また、保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

## ２．基本目標と基本施策

**基本施策**

**基本目標**

**基本理念**

**安心して子どもを産み育てることができ、**

**子どもがいきいきと健やかに育つまち**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 基本目標１地域における子育て支援の充実 |  | （１）地域における子育て支援サービスの充実（２）子育て支援のネットワークづくり（３）経済的支援の充実 |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  | 基本目標２親子の健康の確保と増進 |  | （１）子どもと母親の健康の確保（２）思春期保健対策の推進（３）食育の推進 |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  | 基本目標３子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備 |  | （１）次世代の親の育成（２）生きる力の育成に向けた教育環境の整備（３）家庭や地域の教育力の向上（４）児童の健全育成 |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  | 基本目標４子育てを支援する生活環境の整備と安全確保 |  | （１）安全・安心な生活環境の整備（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（３）被害に遭った子どもの保護の推進 |
|  |  |
|  |  |  |  |
| 基本目標５職業生活と家庭生活との両立の推進 |  | （１）多様な働き方の実現及び働き方の見直し（２）仕事と子育ての両立推進 |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  | 基本目標６支援を必要とする児童や世帯への支援 |  | （１）児童虐待防止対策の充実（２）ひとり親家庭への支援（３）障がい児施策の充実（４）子どもの貧困対策の推進 |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  | 基本目標７子どもの権利保障の推進 |  | （１）子どもの権利についての啓発活動の推進（２）子どもの権利侵害への対応 |
|  |  |

# 第５章　施策の展開

## 基本目標１　地域における子育ての支援の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展等に加え、共働き世帯の増加に伴う教育・保育の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる認定こども園・保育所等の教育・保育施設の充実に加えて、身近なところで子育て相談などが受けられる地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体が連携して子育てしやすい環境づくりを推進します。

### （１）地域における子育て支援サービスの充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期に、質の高い教育・保育が提供されるよう、教諭や保育士の研修機会の確保や、幼保小の連携など、子どもの資質・能力の向上のための取組を推進します。

また、全ての子育て家庭への支援の充実を図るため、白老町子ども発達支援センターや白老町子育てふれあいセンターにおいて、子育てに関する相談や親子同士の交流を図るとともに、自主的に行われている親子の交流を促進する活動を支援していきます。

併せて、ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童クラブ等を実施して仕事と子育ての両立を支援するなど、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実など、これまでの取組を更に推進していきます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 教育・保育事業の円滑な推進 | 認定こども園、認可保育所等の適正な定員確保に努めるとともに、安定した教育・保育サービスの提供に努めます。 | 子育て支援課 |
| 教育・保育の質の向上 | 教育・保育の質の向上を図るため、保育所、認定こども園との連携強化を図ります。 | 子育て支援課 |
| 延長保育事業 | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業 | 保護者が育児疲れや急病などで、一時的に育児できないとき、子どもを一日単位で預かります。教育認定に関しては、在園児を認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かります。 | 子育て支援課 |
| 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | 保育所や認定こども園に通っていない０歳～２歳の子どもを対象に、時間単位で子どもを預かります。 | 子育て支援課 |
| 病後児保育事業 | 病気の回復期にある子どもをファミリー・サポート・センターで一時的に預かります。 | 子育て支援課 |
| 利用者支援事業 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 | 子育て支援課健康福祉課 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うほか、子育て相談や情報提供等を行います。 | 子育て支援課子育てふれあいセンター子ども発達支援センター |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子育てを援助してほしい人（利用会員）に援助ができる人（提供会員）を紹介して、有償で援助し合う会員組織の事業を推進します。 | 子育て支援課子育てふれあいセンター |
| 放課後児童クラブの実施 | 就労等により、昼間保護者が不在となる家庭の小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブで小学生の居場所を提供します。 | 子育て支援課 |

### （２）子育て支援のネットワークづくり

子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じたきめ細かな支援を行うため、公的な取組のほか、住民や関係団体との連携・協力を図り、地域全体で子育てを支えることができるよう、地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進します。

また、子育て家庭が各種制度や事業などの情報を把握して必要な支援を選択できるよう、子育て支援ネットワークの利用や参加を促進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| 子育てに関する情報提供 | 子育て支援情報、乳幼児健診・予防接種、保育園等の情報をパンフレットや町ホームページに掲載します。 | 子育て支援課 |
| 保護者の交流の場の提供 | 子育てふれあいセンター、子ども発達支援センターで「赤ちゃんひろば」「遊びのひろば」「すくすくひろば」等を開催し、子育て中の保護者が交流できる場を提供します。 | 子育て支援課子育てふれあいセンター子ども発達支援センター |
| 子育てをサポートする人材の育成 | 託児サービス講習会を開催し、子育てサポーターを養成します。 | 子育て支援課子育てふれあいセンター |

### （３）経済的支援の充実

子育て家庭の子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、国・道の動向を踏まえ、各種手当や制度が適切に利用されるように対応するとともに、町民ニーズ等を考慮して町独自の経済的支援の充実に努めます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 不妊治療費の助成 | 不妊治療費のうち医療保険適用後の自己負担額を助成します。※高額療養費限度額適用後の自己負担限度額を上限に助成します。 | 健康福祉課 |
| 不育症治療費の助成 | 不育症の検査及び治療に掛かった費用から、北海道から受けた不育症治療費助成額を引いた金額を助成します。（１年度につき上限10万円） | 健康福祉課 |
| 妊婦健康診査費用の助成 | 母親が安心して出産できるよう、妊娠期間中の健康診査の費用を助成します。（一般健康診査14回、超音波検査11回） | 健康福祉課 |
| 産婦健康診査費用の助成 | 出産後２週間・1か月に受ける産婦健診費用を助成します。（２回） | 健康福祉課 |
| 産後ケア事業費の一部費用助成 | 出産後１年間、授乳や育児に関して助産師のケアを受けられる産後ケア事業について、その費用の一部を助成します。 | 健康福祉課 |
| 産前・産後サポート事業 | 妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師による相談支援を行い、その費用を助成します。 | 健康福祉課 |
| １か月児健康診査費用の助成 | 生後１か月児の健康診査の費用を助成します。 | 健康福祉課 |
| 新生児聴覚検査費用の助成 | 全ての新生児を対象として聴覚検査に係る費用の一部を助成します。 | 健康福祉課 |
| 出産・子育て応援給付金 | 出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の負担を軽減するため、伴走型相談支援の面談実施後に、出産・子育て応援給付金を支給します。 | 子育て支援課 |
| 子育て支援パッケージ事業 | 「我が子リュック」に非常用衛生セットや使い捨てほ乳瓶、液体タイプのミルクなど防災グッズを贈呈します。 | 子育て支援課 |
| 保育料の軽減 | ひとり親世帯を対象に、0～2歳の課税世帯の子どもの保育料を減免します。 | 子育て支援課 |
| 主食費・副食費の無償化 | １号認定及び２号認定の子どもの主食費及び副食費を無償化します。 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成 | ひとり親等がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の一部を助成します。 | 子育て支援課 |
| 子ども医療費の助成 | 満18歳に達する日以後最初の３月31日までの子どもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。 | 町民課 |
| 紙おむつの無料回収 | 子育て家庭から出る紙おむつ類の無料回収を行います。 | 生活環境課 |
| 小児予防接種費用の助成 | 定期の予防接種及びおたふくかぜ予防接種に係る費用を助成します。 | 健康福祉課 |
| 大会派遣費等の助成 | 小中学校の児童・生徒が全道・全国大会に出場する際の派遣費の一部を助成します。 | 生涯学習課 |
| 検定費用の助成 | 児童・生徒が受ける検定試験（学校及び教育委員会実施）の助成を行います。 | 学校教育課 |
| 大学生等通学定期券購入費の一部助成 | 町内から鉄道を利用して通学する大学生等の通学定期券購入費の一部を助成します。 | 政策推進課 |
| 児童手当の支給 | 高校卒業時までの児童を養育している世帯を対象に手当を支給します。 | 子育て支援課 |
| 児童扶養手当の支給 | 児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭等医療費の助成 | ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成します。 | 町民課 |
| 自立支援教育訓練給付金の支給 | ひとり親家庭の自立のため教育訓練講座等の受講者に給付金を支給します。 | 母子家庭等就業・自立支援センター |
| 高等職業訓練促進給付金の支給 | ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での就業者に給付金を支給します。 | 母子家庭等就業・自立支援センター |
| 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親の経済的自立と生活の安定、子どもの就学のために、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。 | 町民課 |
| 特別児童扶養手当の支給 | 20歳未満の障がい児を養育している方に手当を支給します。 | 健康福祉課 |
| 重症心身障がい者医療費助成 | 身体障害者手帳１・２級（内部障がいは３級まで）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳１級を所持している方等を対象に医療費を助成します。 | 町民課 |
| 自立支援医療（育成医療） | 身体に障がいのある児童が、その障がいを除去・軽減するための手術等を受けたときに医療費の一部を公費負担します。 | 健康福祉課 |
| 家賃サポート事業 | 町外から町内民間賃貸住宅への入居者に対して家賃の一部を補助します。 | 政策推進課 |
| 学校給食費の一部無償化 | 小学校及び中学校の学校給食費の一部を無償化します。 | 学校教育課 |

## 基本目標２　親子の健康の確保と増進

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが心豊かに成長するためには、妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実が必要です。

また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされていることから、保健・医療・福祉・教育などの分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

### （１）子どもと母親の健康の確保

「子育て世代包括支援センター」の実施により、妊娠期から子育て期にわたるまでの継続した切れ目のない母子保健事業を充実させ、育児や子どもの発達に関する不安や悩みを早期に発見して支援するとともに、新生児全戸訪問事業や、養育支援を必要とする家庭への訪問など相談支援体制を充実します。

また、乳幼児健診を引き続き実施し、子どもの育ちに関する適切な情報提供を行うとともに、「育てにくさ」を感じている保護者に対しては、必要な支援が行えるよう、関係機関と連携し適切な対応を図ります。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 子育て世代包括支援センターの運営 | 妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を実施します。 | 子育て支援課健康福祉課関係機関 |
| こども家庭センターの設置検討 | 子育て世代包括支援センターの機能と児童福祉の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。 | 子育て支援課健康福祉課関係機関 |
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠届出に基づいて母子健康手帳を交付します。 | 健康福祉課 |
| 妊婦健康診査 | 妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療につなげ、母子の健康増進を図ります。 | 健康福祉課 |
| 産後ケア事業 | 産後１歳未満の母子を対象とし、乳児ケアと母体ケアを行います。 | 健康福祉課 |
| 産後サポート | 出産後、家族などのサポートを受けられない産婦を対象とする赤ちゃんの世話、簡単な家事援助、健診・通院等の援助を行います。 | 子育て支援課健康福祉課 |
| 新生児全戸訪問 | 生後２か月くらいまでの乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状況の確認と養育についての相談等を実施します。 | 健康福祉課 |
| 未熟児・養育者支援  | 医療機関との連携により、養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じて支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 乳幼児健診 | 乳幼児の心身の発達を把握するとともに、育児不安についての相談や子育て情報の提供等を行います。（４、7、10、13か月児、１歳６か月児、３歳児） | 健康福祉課子育て支援課  |
| ５歳児健診 | 発達や情緒、社会性や集団行動の場面で課題がある児童を早期に発見し、児童や保護者へ早期に支援を開始するため、５歳児健診を令和７年度から実施します。 | 健康福祉課子育て支援課 |
| 2歳児相談・歯科指導  | 乳幼児の心身の発達の把握、育児不安についての相談、子育て情報の提供等を行います。 | 健康福祉課 |
| 歯科健診 | １歳６か月児健診、３歳児健診時に歯科検診を実施します。 | 健康福祉課 |
| 股関節脱臼検診 | ４か月児健診時に股関節脱臼検診を実施します。 | 健康福祉課 |
| フッ素塗布 | １歳6か月児健診、２歳児相談、３歳児健診時にフッ素塗布を実施し、むし歯を予防します。 | 健康福祉課 |
| フッ化物洗口 | 保育園・小学校等でフッ化物洗口を実施し、むし歯を予防します。 | 学校教育課子育て支援課小学校、保育園等 |
| 小児予防接種 | 子どもの疾病への罹患予防のため生後２か月から予防接種を実施します。 | 健康福祉課 |
| 中学生のピロリ菌検査・除菌 | 中学2年生を対象にピロリ菌検査及び除菌を行い、ピロリ菌への感染を未然防止します。 | 学校教育課中学校健康福祉課 |
| がん教育 | がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識の教育 | 中学校健康福祉課 |

### （２）思春期保健対策の推進

思春期の子どもたちは、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、めまぐるしい社会環境の変化の中、心身が不安定になったり生活習慣が乱れたりするケースもあることから、心身の健康に関する正しい知識の普及と、生命の尊さや妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学ぶ思春期保健対策を推進していきます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 学校での飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の推進 | アルコール、たばこ、薬物等の害に関する啓発を行います。 | 学校教育課小中学校健康福祉課 |
| 性教育の充実 | 思春期における性や性感染症、妊娠に関する正しい知識の啓発を行います。 | 学校教育課小中学校 |
| 相談体制の充実 | 青少年センターなど思春期の心身の変化に伴う悩み相談を行います。 | 生涯学習課 |

### （３）食育の推進

子どもの健全な成長を支えるためには望ましい食習慣を身につけることが重要であるため、子どもの成長に応じた食に関する学習機会の提供、学校や保育園等での食の教育を推進し、正しい知識を身につけられるよう食育の推進に努めます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| すくすく栄養事業 | 離乳期から幼児期までの健やかな成長のため、簡単な食事づくりを学ぶことを通した食生活の支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 栄養相談 | 乳幼児健診等において栄養相談を実施し、子どもの成長や発達に合った食生活を推進します。 | 健康福祉課 |
| 保育園・小学校等における食育の推進 | 食に関する正しい知識の普及と望ましい食習慣の定着等を図ります。また、学校給食で地域の味覚として「ふるさと給食」を提供します。 | 学校教育課子育て支援課小学校、保育園等 |

## 基本目標３　子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

第４期教育振興基本計画で掲げられている「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウエルビーイングの向上」の２つのコンセプトを踏まえ、ＩＣＴの活用を図りながら一人ひとりの多様な才能・能力や可能性を引き出す個別最適な学びと協調的な学びの一体的提供を推進します。

また、家庭の子育て力の向上を図るとともに、家庭だけではなく地域の様々な資源を活用し、社会が大きく変動する中においても子どもたちが主体的に判断し、行動し、自ら課題を解決する「生きる力」の育成を推進します。

### （１）次世代の親の育成

次代の親となっていく若い世代が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、「こころの教育」の推進や、保育園等で乳幼児と触れ合う機会を設けるなど、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実していくことが重要です。

このため、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、保育所等での交流事業や学校教育などの多くの機会を捉えた啓発事業の推進に取り組みます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 乳幼児とのふれあい体験 | 保育園や地域子育て支援拠点等における乳幼児と小中高生とのふれあい体験を実施します。 | 子育て支援課小中学校 |
| 道徳教育の充実 | 道徳授業の充実、交流学習、体験活動、福祉教育等による豊かな人間性の育成を図ります。 | 子育て支援課小中学校 |

### （２）生きる力の育成に向けた教育環境の整備

グローバル化や少子高齢化の進展、情報化社会の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中にあっても、次代を担う子どもが個性豊かに「生きる力」を育成することができるように、確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育んでいけるような取組を推進します。

また、いじめや不登校などの問題に対しては、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、様々な悩みを相談できる体制の一層の充実を図っていきます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 確かな学力の育成 | 「白老町スタンダート」に基づいた探究型授業の確立と、安心して過ごせる学校づくり、学校・家庭・地域との連携を推進します。 | 学校教育課小中学校 |
| 白老寺子屋 | 中学３年生の受験対策として白老寺子屋を実施します。 | 学校教育課 |
| デジタル教育の推進 | 外部講師を招き、プログラミング教育を実施します。 | 学校教育課小中学校 |
| 道徳教育の充実（再掲） | 道徳授業の充実、交流学習、体験活動、福祉教育等による豊かな人間性の育成を図ります。 | 学校教育課小中学校 |
| 教育相談体制の充実 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員を配置します。 | 学校教育課小中学校 |

### （３）家庭や地域の教育力の向上

核家族化の進展などを背景に、子育ての場である家庭の教育力の低下が懸念されています。また、子育ての悩みや不安を抱えている親に対し、子どもの発達段階に応じた課題別の子育て講座を開催するとともに、育児相談や必要な情報提供等を行う家庭教育支援事業を推進します。

また、子どもたちの健やかな成長を支援するため、地域社会全体で子どもを育てるという意識を持ち、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協力して、地域社会全体としての教育力の向上を図ります。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 訪問型家庭教育支援事業 | 子育て情報の提供、育児相談、子育て講座、家庭教育講話等を実施します。 | 子育て支援課 |
| コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） | 学校と保護者・地域住民が一体となって、学校の目指すべき方向性を共有し、地域とともにある学校づくりを推進します。 | 学校教育課生涯学習課小中学校 |
| 地域学校協働活動の推進 | 地域住民や関係機関と連携し、学校と地域がパートナーとなって、学校を核とした地域づくりを推進します。 | 学校教育課生涯学習課小中学校 |

### （４）児童の健全育成

青少年が自尊感情や自己肯定感を育み、規範意識や社会性、他人を思いやる心、自らの力で未来の社会をより良いものに変えていく力などを身につけることができるよう、学校内外における文化・芸術活動やスポーツ活動など、多様な体験の機会を提供し、健やかな成長・発達を支援します。

また、関係機関と連携しながら喫煙、飲酒、薬物乱用の危険性を指導し、青少年の非行を未然に防止するための活動を推進します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 児童館の活用 | 心身の健全育成のため子どもに健全な居場所を提供します。 | 子育て支援課 |
| 青少年センターの相談窓口の設置 | 青少年の健全育成を図るため、青少年センターの相談窓口を設置し、児童・生徒の相談を受け付けます。 | 生涯学習課 |
| 町民活動団体の活動支援 | 活動団体を中心とする地域の見守りを支援します。 | 生涯学習課 |
| 青少年育成大会 | 少年の主張発表や育成団体の発表等により、青少年の健全育成を推進します。 | 生涯学習課 |
| 体験学習機会の提供 | 青少年育成団体の活動、青少年リーダーの養成、スポーツ・レクリェーション等による体験学習の機会を提供します。 | 生涯学習課 |
| 社会を明るくする運動 | 標語の募集等による犯罪・非行のない社会づくりの意識醸成を図ります。 | 生涯学習課 |
| メディアコントロールの推進 | 電子メディアの適切な利用を促すとともに、家庭教育支援事業の講師派遣により、電子メディア利用の弊害等を啓発します。 | 学校教育課子育て支援課 |

## 基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備と安全確保

安心して子育てするためには、住居や道路、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心なまちづくりが重要です。子育て世帯が安全・安心な生活ができるよう、生活環境の整備やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、交通安全対策や防犯対策の活動を推進していきます。

### （１）安全・安心な生活環境の整備

子育て世帯が安全・安心に生活できるよう、良質な公営住宅を提供するほか、安心して遊べる公園の整備や、妊産婦、乳幼児連れ等、全ての人が安心して外出できるように、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、子どもたちを交通事故から守るため、関係機関と連携した総合的な交通事故防止対策のほか、防犯灯や街路灯を整備して安心して外出できる環境づくりを推進します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 公営住宅の適正管理の推進 | 「白老町公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に公営住宅の修繕、改修等を推進します。 | 建設課 |
| 民間賃貸住宅の情報提供 | 町ホームページ等により民間賃貸住宅の情報を供します。 | 建設課 |
| 家賃サポート事業（再掲） | 町外から町内民間賃貸住宅への入居者に対して家賃の一部を補助します。 | 政策推進課 |
| 子育て世代・移住者等定住促進支援 | Ｕ・Ｉターンに対する支援と雇用機会の確保を図ります。 | 政策推進課経済振興課 |
| 公園施設の点検・維持補修 | 建物等の維持補修、草刈、清掃など公園施設の適正管理を行います。 | 建設課 |
| 通園路、通学路の点検 | 児童生徒が日常的に集団で移動する経路を点検するとともに、必要に応じて安全対策を行います。 | 建設課子育て支援課学校教育課 |
| 冬期間の除雪の徹底 | 冬期間の児童生徒の登下校時の安全確保を図るため、通学路の除雪を行います。 | 建設課 |
| 公共施設等のバリアフリー化 | 授乳スペースやベビーベッドなどを備えたトイレ確保、ベビーカー等に対応できるように子育てバリアフリーを推進します。 | 建設課各担当課 |
| 交通安全標識等の整備 | 区画線、交通標識、カーブミラー等の交通安全施設の整備を行います。 | 建設課総務課 |
| 防犯灯・街路灯の維持管理 | 防犯灯の維持管理のほか、街路灯を設置・管理する町内会への補助金を交付します。 | 生活環境課 |

### （２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう、警察や地域などと連携し防犯意識の高揚や防犯灯の整備を進めるとともに、パトロール活動などを行い地域全体で防犯体制の強化を推進します。

また、スマートフォン等の普及による有害サイトを通じた犯罪に巻き込まれないよう、インターネットの適切な利用を児童生徒や保護者に対して普及啓発するとともに、犯罪被害の防止に向けた見守り活動などへの参加の呼びかけ、電子メディアに関する講演会を開催するなどの取組を推進します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 「ひなんの家」「SOSの家」の協力依頼 | 児童生徒が不審者から追いかけられたりした場合に駆け込むことができる「ひなんの家」や「SOSの家」への協力を依頼します。 | 生涯学習課  |
| 防犯活動の推進 | 青色回転灯等により、登下校時間等に合わせたパトロールのほか、家庭や地域との連携による見守りを行います。 | 生涯学習課 学校教育課  |
| 不審者情報の配信 | 子育て家庭や関係団体に不審者情報をメールやファックスで配信します。 | 学校教育課  |
| メディアコントロールの推進（再掲） | 電子メディアの適切な利用を促すとともに、家庭教育支援事業の講師派遣により、電子メディア利用の弊害等を啓発します。 | 学校教育課子育て支援課 |
| 社会を明るくする運動（再掲） | 標語の募集等による犯罪・非行のない社会づくりの意識醸成を図ります。 | 生涯学習課 |
| 地域見守りネットワーク | 子どもや高齢者、障がいのある人等が安心して暮らすことができるよう、関係機関等地域見守りネットワークを構成し、地域の見守り活動を行います。 | 高齢者介護課子育て支援課 |

### （３）被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害に遭った子どもの立ち直りを支援するため、青少年センターや児童相談所等の関係機関が連携して、きめ細かな相談と適切なカウンセリングを推進します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 児童相談の充実 | 児童相談所と連携し、虐待などにより心に傷を負った児童の相談やカウンセリングを推進します。 | 子育て支援課児童相談所 |
| 青少年センターの相談窓口の設置（再掲） | 青少年の健全育成を図るため、青少年センターの相談窓口を設置し、児童・生徒の相談を受け付けます。 | 生涯学習課 |
| 相談専用フォームの開設 | 青少年センターにおいて、悩みや困りごと相談を受け付ける専用フォームを設置します。 | 生涯学習課 |
| 相談体制の充実 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校において相談支援を行います。 | 学校教育課 |
| 子どもの人権110番 | いじめ、不登校、虐待などを受けた子どもの専用相談電話を周知します。 | 学校教育課 |

## 基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会進出が増加するとともに働き方も多様化し、仕事を持つ女性が安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりが求められています。このことから、仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、職場の理解と協力のもと、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

### （１）多様な働き方の実現及び働き方の見直し

男女共同参画社会が推進される中においても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識が依然として残っています。しかし、共働き世帯の増加や出産後も就業を継続する女性が増加している現在、家庭だけではなく職場においても仕事と子育てのあり方が問われています。

女性の出産・育児による離職やキャリアが中断されないように、育児を行う労働者が働きやすい労働環境の整備を事業所に働きかけていきます。また、男性の家事参加促進については、男性の育児休業の取得を推進していくなど、仕事と生活の調和のための働き方の見直しを進めていきます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| ハローワーク等関係機関との連携 | 関係機関と連携し、雇用及び労働条件の改善を啓発します。 | 経済振興課生活環境課 |
| 男女共同参画計画「あいプラン」の推進 | 女性が仕事と家庭生活を両立することの理解のため、広報やホームページに男女共同参画に関する情報を掲載し、施策を推進します。 | 生活環境課 |

### （２）仕事と子育ての両立推進

父親と母親が仕事との両立を図りながら安心して子育てできるよう、両立を支える保育サービスを充実するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が保てるような労働環境づくりを、住民や事業所など地域社会に浸透させていくことが重要です。

育児休業は母親だけでなく父親も取得できるように、また、労働時間を短縮するなど子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、企業や労働者団体等に広く意識啓発するとともに、地域の実情に応じた取組を進め、子育てしやすい環境づくりを推進します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の啓発 | 固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発を図ります。 | 生活環境課 |
| 仕事と子育ての両立のための広報・啓発 | 関係機関との連携により、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等を周知します。 | 経済振興課 |
| 教育・保育事業の円滑な推進（再掲） | 認定こども園、認可保育所等の適正な定員確保に努めるとともに、安定した教育・保育サービスの提供に努めます。 | 子育て支援課 |
| 延長保育事業（再掲） | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長してこどもを預かります。 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業（再掲） | 保護者が育児疲れや急病などで、一時的に育児できないとき、子どもを一日単位で預かります。教育認定に関しては、在園児を認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かります。 | 子育て支援課 |
| 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（再掲） | 保育所や認定こども園に通っていない０歳～２歳の子どもを対象に、時間単位で子どもを預かります。 | 子育て支援課 |
| 病後児保育事業（再掲） | 病気の回復期にある子どもをファミリー・サポート・センターで一時的に預かります。 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業（再掲） | 子育てを援助してほしい人（利用会員）に援助ができる人（提供会員）を紹介して、有償で援助し合う会員組織の事業を推進します。 | 子育て支援課子育てふれあいセンター |
| 放課後児童クラブの実施（再掲） | 就労等により、昼間保護者が不在となる家庭の小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブで小学生の居場所を提供します。 | 子育て支援課 |

## 基本目標６　支援を必要とする児童や世帯への支援

近年、子どもや家庭をめぐる問題は複雑かつ多様化しており、保護や支援を必要とする子どもや家庭への適切な支援が求められていることから、職員の資質向上、迅速・的確な対応、関係機関とのより一層の連携強化を図ります。

また、ひとり親家庭の子どもたちが健やかに成長できるよう、経済的支援、親の就労支援、相談体制の充実等のほか、障がいのある子どもについては、一人ひとりの発達に応じた適切な支援を行うことができる取組を推進します。

### （１）児童虐待防止対策の充実

子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、未然防止や早期発見、迅速で適切な対応を行うことができるよう、要保護児童対策地域協議会を中心として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が情報を共有し連携を図ります。養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等により、専門的指導や育児・家事などのアドバイスを行います。

また、地域住民に対しては、児童虐待防止に向たけ啓発活動を行うとともに、児童相談所や警察などの関係機関との連携を強化し、問題への早期で適切な対応を図ります。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 要保護児童対策地域協議会の運営 | 関係機関と連携し、要保護児童等に関する情報共有及び適切な保護を図るための協議を行います。 | 子育て支援課 |
| 虐待の未然防止と早期発見 | 母子健康手帳の交付時や新生児訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、支援を必要とする家庭の早期発見と支援を行います。 | 子育て支援課健康福祉課 |
| 養育支援訪問 | 乳児家庭全戸訪問等により把握した、特に支援が必要な家庭への訪問し、支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 児童虐待防止講演会 | 児童虐待防止月間に講演会を行い、関係機関のほか地域住民に対し児童虐待に対する意識啓発を図ります。 | 子育て支援課 |
| こども家庭センターの設置検討（再掲） | 子育て世代包括支援センターの機能と児童福祉の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。 | 子育て支援課健康福祉課関係機関 |

### （２）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であるため、母子・父子家庭に対する情報提供や相談の充実のほか、関係機関と連携して経済的自立に向けた支援を行います。

また、ひとり親家庭の状況に応じた日常生活支援を行う事業を進めるとともに、一般世帯に比べ低い所得水準となっているひとり親家庭などの経済的支援や就業支援を進め、自立と生活の安定を促進します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 児童扶養手当の支給（再掲） | 児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭等医療費の助成（再掲） | ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成します。 | 町民課 |
| 自立支援教育訓練給付金の支給（再掲） | ひとり親家庭の自立のため教育訓練講座等の受講者に給付金を支給します。 | 母子家庭等就業・自立支援センター |
| 高等職業訓練促進給付金の支給（再掲） | ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での就業者に給付金を支給します。 | 母子家庭等就業・自立支援センター |
| 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（再掲） | ひとり親の経済的自立と生活の安定、子どもの就学のために、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。 | 町民課 |
| 就学援助費の支給 | 生活困窮家庭の児童生徒に対して、就学のための経済的な援助を行います。 | 学校教育課 |
| 保育料の軽減（再掲） | ひとり親世帯を対象に、0～2歳の課税世帯の子どもの保育料を減免します。 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成（再掲） | ひとり親等がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の一部を助成します。 | 子育て支援課 |

### （３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもや発達に遅れがある子が必要な支援を受けられるよう、障がい児通所支援等の専門的な支援の充実を図るとともに、子どもやその家族の気持ちに寄り添った支援を提供できるよう、総合的な相談窓口の整備に取り組むとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。

また、障がい者等医療費助成事業については、今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療に関わる経済的負担の軽減と保健福祉の向上を図ります。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 障がいの早期発見と支援 | 乳幼児健診等の機会を通じた早期発見と支援を行います。 | 健康福祉課子育て支援課 |
| 障がい児相談支援 | 障がい児支援利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談支援を行います。 | 子育て支援課 |
| 児童発達支援 | 運動やことばの発達が気になる就学前児童とその家族を対象に、必要な相談と療育を行います。 | 子育て支援課 |
| 放課後等デイサービス | 支援が必要な障がいのある小学生から高校生までを対象に、放課後等において自立支援と日常生活の充実のための活動を行います。 | 子育て支援課 |
| 障がい児保育 | 障がい児を受け入れている保育園等に加配保育士を配置します。 | 子育て支援課 |
| 放課後児童クラブにおける障がい児受け入れ | 障がい児を受け入れているクラブに加配支援員を配置します。 | 子育て支援課 |
| 特別児童扶養手当の支給（再掲） | 20歳未満の障がい児を養育している方に手当を支給します。 | 健康福祉課 |
| 重症心身障がい者医療費助成（再掲） | 身体障害者手帳１・２級（内部障がいは３級まで）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳１級を所持している方等を対象に医療費を助成します。 | 町民課 |
| 自立支援医療（育成医療）（再掲） | 身体に障がいのある児童が、その障がいを除去・軽減するための手術等を受けたときに医療費の一部を公費負担します。 | 健康福祉課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成（再掲） | ひとり親等がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の一部を助成します。 | 子育て支援課 |

### （４）子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないように必要な環境整備と教育を受ける機会の保障が必要です。

成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施するため、全ての出発点となる相談対応のほか、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、教育・保育を受ける機会の保障、経済的支援に取り組み、貧困の状況にある子どもやその家庭の自立支援を推進します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 生活保護の実施 | 健康で文化的な最低限度の生活保障し、自立を助長するための制度である生活保護を実施します。 | 健康福祉課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成（再掲） | ひとり親等がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の一部を助成します。 | 子育て支援課 |
| 生活困窮世帯への支援（自立相談、住居確保給付金、家計改善支援 等） | 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者への自立に向けた支援を行います。 | 北海道、NPO法人 |
| 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援 | 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として学習支援を行います。 | 北海道、NPO法人 |
| 子ども食堂への情報提供支援 | 町内で子ども食堂を運営している団体等に食材提供に関する情報提供などの支援を行います。 | 子育て支援課 |

## 基本目標７　子どもの権利保障の推進

子どもの意見表明や参加などの経験を通して自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくりを進めるとともに、権利侵害に対する迅速で適切な対応や、子どもの権利に関する理解促進を図るなど、家庭、学校、地域における子どもの権利の保障を進めるために取り組む必要があります。

このことから、子どもの権利を守る取組、権利の学びの支援、子どもが意見表明しやすい環境づくりを推進します。

### （１）子どもの権利についての啓発活動の推進

様々な媒体を用いた周知・啓発活動を行うとともに、子どもが意見表明し、参加する機会を充実します。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 子ども人権教室の実施 | 人権擁護委員等が小中学校に出向き、命や思いやりの心の大切さを啓発します。 | 生活環境課 |
| 子ども憲章の具現化 | 子ども未来づくりプロジェクト等により、子ども自身が夢や希望の実現に向けて、主体的に学び、行動する力を育成します。 | 生涯学習課 |
| 子ども憲章実践発表 | 青少年育成大会において子ども憲章推進委員の活動について発表を行います。 | 生涯学習課 |
| 子どもの意見表明・参加機会の充実 | 子どもが意見表明し、参加する機会を充実させ、子どもにとって住み良いまちづくりを実践します。また、子どもの意見に対するフィードバックを行うことで、更なる子どもの意見表明、参画につなげます。 | 学校教育課子育て支援課 |

### （２）子どもの権利侵害への対応

子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼすいじめや虐待など、子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取り組みます。

| 事業・取組 | 内　　容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 子どもの人権110番（再掲） | いじめ、不登校、虐待などを受けた子どもの専用相談電話を周知します。 | 学校教育課 |
| 子どもの人権SOSミニレター | 小中学生に便箋と返信用封筒を配布し、人権擁護委員等が誰にも相談できない悩み事を把握し回答します。 | 生活環境課 |

# 第６章　子ども・子育て支援事業

## １．教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

本町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な17事業）提供区域を次のとおり設定します。

### （１）教育・保育提供区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 提供区域 | 区域設定の考え方 |
| １号認定（３～５歳） | １区域（本町全域） | 提供体制、利用状況を踏まえ、第２期計画の区域設定を継承し、白老町全域を１区域とします。 |
| ２号認定（３～５歳） |
| ３号認定（０～２歳） |

### （２）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種別 | 提供区域 | 区域設定の考え方 |
| ①利用者支援事業②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）③妊婦健康診査事業④乳児家庭全戸訪問事業⑤養育支援訪問事業事業⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）⑧一時預かり事業⑨時間外保育事業（延長保育事業）⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）⑫子育て世帯訪問支援事業⑬児童育成支援拠点事業⑭親子関係形成支援事業⑮妊婦等包括相談支援事業⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）⑰産後ケア事業 | １区域（本町全域） | 提供体制、人口規模、利用状況等を踏まえ、第２期計画の区域設定を継承し、白老町全域を１区域とします。 |

## ２．児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえてコーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童数の推計値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実績値 | 推計値 |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ０歳 | 38  | 36 | 36 | 36 | 35 | 35 |
| １歳 | 36  | 41 | 39 | 39 | 39 | 38 |
| ２歳 | 51  | 35 | 40 | 38 | 38 | 38 |
| ３歳 | 44  | 51 | 35 | 40 | 38 | 38 |
| ４歳 | 53  | 45 | 52 | 35 | 41 | 39 |
| ５歳 | 52  | 53 | 45 | 52 | 35 | 41 |
| 合計 | 274 | 261 | 247 | 240 | 226 | 229 |

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

■小学生児童数の推計値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実績値 | 推計値 |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ６歳 | 70  | 52 | 53 | 45 | 52 | 35 |
| ７歳 | 64  | 70 | 53 | 54 | 46 | 53 |
| ８歳 | 67  | 64 | 70 | 53 | 54 | 46 |
| ９歳 | 68  | 67 | 64 | 70 | 53 | 54 |
| 10歳 | 69  | 68 | 67 | 64 | 70 | 53 |
| 11歳 | 81  | 69 | 68 | 67 | 64 | 70 |
| 合計 | 419 | 390 | 375 | 353 | 339 | 311 |

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

## ３．教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

### （１）１号認定（３歳以上／幼稚園・認定こども園）

【量の見込み】 （単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 40 | 35 | 34 | 30 | 31 |
|  | １号認定 | 32 | 28 | 27 | 24 | 25 |
|  | ２号認定（教育の意向強い） | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| 確保提供数（Ｂ） | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 15 | 20 | 21 | 25 | 24 |

【確保の方策】

町内の認定こども園４園において提供数を確保します。

各施設の利用定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

### （２）２号認定（３歳以上／認可保育所・認定こども園）

【量の見込み】 （単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 115 | 102 | 98 | 88 | 91 |
| 確保提供数（Ｂ） | 137 | 137 | 137 | 137 | 137 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 22 | 35 | 39 | 49 | 46 |

【確保の方策】

町内の認定こども園４園及び町立保育所１園の計５園において提供数を確保します。

各施設の利用定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

### （３）３号認定（３歳未満／認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

【量の見込み】 （単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 63 | 65 | 64 | 64 | 63 |
|  | ２歳児 | 23 | 26 | 25 | 25 | 25 |
|  | １歳児 | 23 | 22 | 22 | 22 | 21 |
|  | ０歳児 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 確保提供数（Ｂ） | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 |
|  | ２歳児 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
|  | １歳児 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
|  | ０歳児 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 32 | 30 | 31 | 31 | 32 |

【確保の方策】

町内の認定こども園４園及び町立保育所１園の計５園において提供数を確保します。

各施設の利用定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

## ４．地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

### （１）利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター型」の３つの類型があり、令和７年度から伴走型相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」が新設されます。

【量の見込み】 （単位：箇所）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
|  | 基本型・特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | 妊婦等包括相談支援事業型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【確保の方策】

令和元年７月に設置した「子育て世代包括支援センター」において基本型とこども家庭センター型（従来の母子保健型）を一体的に実施します。

また、伴走型相談支援を通じて妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業を実施します。

### （２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】 （単位：延人数／月）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み | 485 | 498 | 489 | 485 | 480 |
| 実施箇所数（箇所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

【確保の方策】

白老町子ども発達支援センター（センター型）と白老町子育てふれあいセンター（ひろば型）の2箇所でニーズ量の見込みに対する提供数を確保します。

両施設のこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

### （３）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み（健診回数）】 （単位：延回数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 439 | 439 | 439 | 426 | 426 |
| 確保提供数（Ｂ） | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 61 | 61 | 61 | 74 | 74 |

【確保の方策】

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保と受診しやすい環境づくりを推進するとともに、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

### （４）乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】 （単位：実人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 36 | 36 | 36 | 35 | 35 |
| 確保提供数（Ｂ） | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 14 | 14 | 14 | 15 | 15 |

【確保の方策】

現在の人員体制によりニーズ量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続できるよう人員体制の確保を図るとともに、支援が必要な家庭には保健師が訪問対応を行います。

### （５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】 （単位：実人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 |
| 確保提供数（Ｂ） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 |

【確保の方策】

現在の人員体制によりニーズ量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

健康福祉課の保健師が家庭訪問し、養育支援が必要な家庭への支援を行うとともに、訪問型家庭教育支援チームも子育て相談を行い、子育てに悩みを抱えている親の精神的な負担軽減を図ります。

### （６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託して児童を保護し、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【量の見込み】 （単位：延人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 44 | 41 | 40 | 38 | 38 |
| 確保提供数（Ｂ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | ▲44 | ▲41 | ▲40 | ▲38 | ▲38 |

【確保の方策】

当事業は本町では実施していませんが、アンケート調査に基づく推計では当事業に対してわずかながらニーズがある状況です。

これまで、当事業に対する照会や利用に向けた相談ななく、実際のニーズはないと考えられることから、計画期間内における当事業の実施については、実際のニーズを踏まえ検討を進めることとします。

### （７）ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み】 （単位：延人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 1,371 | 1,309 | 1,250 | 1,189 | 1,142 |
|  | 就学前児童 | 607 | 574 | 558 | 525 | 532 |
|  | 小学生 | 764 | 735 | 692 | 664 | 610 |
| 確保提供数（Ｂ） | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 129 | 191 | 250 | 311 | 358 |

【確保の方策】

本町で実施しているファミリー・サポート・センター事業でニーズ量の見込みに対する提供数を確保します。

提供会員の登録人数や利用実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

### （８）一時預かり事業

#### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【量の見込み】 （単位：延人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 1,038 | 908 | 876 | 778 | 811 |
| 確保提供数（Ｂ） | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 162 | 292 | 324 | 422 | 389 |

【確保の方策】

町内の認定こども園４園において提供数を確保します。

当事業のこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

#### ②在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【量の見込み】 （単位：延人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 1,038 | 908 | 876 | 778 | 811 |
| 確保提供数（Ｂ） | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 162 | 292 | 324 | 422 | 389 |

【確保の方策】

町内の認定こども園２園において提供数を確保します。

当事業のこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

### （９）時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性のある子どもについて、認定こども園等において、通常の利用時間に加えて、延長して保育を実施する事業です。

【量の見込み】 （単位：実人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 40 | 38 | 37 | 35 | 35 |
| 確保提供数（Ｂ） | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 10 | 12 | 13 | 15 | 15 |

【確保の方策】

認定こども園3箇所及び町立保育所１箇所の計４箇所（標準時間を含む利用２箇所・短時間のみ利用２箇所）において提供数を確保します。

当事業のこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

### （10）病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【量の見込み】 （単位：実人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 22 | 21 | 20 | 19 | 19 |
| 確保提供数（Ｂ） | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 8 | 9 | 10 | 11 | 11 |

【確保の方策】

本町で実施しているファミリー・サポート・センター事業でニーズ量の見込みに対する提供数を確保します。提供会員の登録人数や利用実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

### （11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】 （単位：延人数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 111 | 102 | 93 | 87 | 79 |
|  | １年生 | 22 | 23 | 19 | 22 | 15 |
|  | ２年生 | 30 | 20 | 21 | 18 | 20 |
|  | ３年生 | 16 | 26 | 17 | 18 | 15 |
|  | ４年生 | 23 | 12 | 20 | 13 | 14 |
|  | ５年生 | 11 | 13 | 7 | 11 | 7 |
|  | ６年生 | 9 | 8 | 9 | 5 | 8 |
| 確保提供数（Ｂ） | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 19 | 28 | 37 | 43 | 51 |

【確保の方策】

町立小学校の教室４箇所と、旧教職員住宅１箇所の計５箇所でニーズ量の見込みに対する提供数を確保します。当事業のこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

【参考：児童館の量の見込み】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（人） | 2,679 | 2,543 | 2,413 | 2,302 | 2,146 |
| 確保提供数（箇所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

### （12）子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【確保の方策】

本町では当事業の対象となるケースは稀であり、個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭を把握した場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

### （13）児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【確保の方策】

本町では当事業の対象となるケースは稀であり、個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童を把握した場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

### （14）親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

【確保の方策】

本町では当事業の対象となるケースは稀であり、個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭を把握した場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

### （15）妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

【量の見込み】 （単位：延回数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 108 | 108 | 108 | 105 | 105 |
| 確保提供数（Ｂ） | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 42 | 42 | 42 | 45 | 45 |

【確保の方策】

本町の保健師等が実施している伴走型相談支援による対応により提供数を確保します。

当事業のこれまでの実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

今後も保健師が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

### （16）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園、幼稚園などで時間単位に０～２歳の子どもを預けることができる事業です。

なお、令和８年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置付けられます。

【量の見込み（必要定員）】 （単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
|  | ０歳 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | １歳 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | ２歳 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保提供数（Ｂ） | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

令和７年度に当事業の実施に向けた検討を進め、教育・保育事業を利用していない０～２歳の子どもを預かる体制を整備します。

### （17）産後ケア事業【新規】

産後ケアを必要とする全ての母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てを行うことができるよう支援を行います。

【量の見込み】 （単位：延回数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ニーズ量の見込み（Ａ） | 127 | 127 | 127 | 123 | 123 |
| 確保提供数（Ｂ） | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 差異（Ｂ－Ａ） | 23 | 23 | 23 | 27 | 27 |

【確保の方策】

町内の助産院や町外の関係機関によりニーズ量の見込みに対応する提供数を確保します。

当事業のこれまでの利用実績を考慮すると、現状の体制を維持することでニーズ量に対する確保提供数を確保できる見通しです。

## ５．教育・保育の一体的提供の推進

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

### （１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても普及に向けた取組が進められています。

令和６年度末現在、本町には認定こども園が４園、町立保育所が１園設置されており、今後も就学前児童数は減少傾向にあることから、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

### （２）質の高い教育・保育についての基本的考え方

#### ①幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを、等しく守ることが必要であることから、より質の高い教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

#### ②推進方策

認定こども園及び保育所は、子ども・子育て支援制度の中核的な役割を担う施設であり、今後も町が一定の調整機能を果たし、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。

#### ③私立施設と公立施設の配置

私立施設と公立施設が町内にバランスよく配置され、教育・保育の提供について、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

#### ④推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、本町に育つ子どもたちへのより質の高い教育・保育の提供について検討します。

### （３）地域子ども・子育て支援事業についての基本的な考え方

#### ①切れ目のない支援

施設型給付や多様な地域子ども・子育て支援事業及び母子保健事業を重層的に提供することにより、妊娠・出産から子育て期の切れ目のない子育て支援を行います。また、関係所管が連携し、計画的に質の向上に努めます。

#### ②利用者支援

多様化する子育てサービスのニーズに対応するため、子ども・子育て支援制度では様々な施設・事業類型が制度化され、町では「基本型」「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業」の利用者支援事業を実施しています。

妊娠・出産・子育てについて、利用者が置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、質の高い教育・保育や子育て支援が受けられるよう、白老町子育て世代包括支援センター及び今後移行を予定している白老町こども家庭センターにおいて情報提供を行うとともに、状況に応じて相談・助言や関係機関との連携等利用者への支援を行います。

#### ③地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子どもを産み育てることに喜びが感じられるよう、育児教室や親子教室等の開催や、身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親子の仲間づくりのできる交流の場を設けます。

#### ④一時預かり

育児の不安や負担感を和らげるため、認定こども園や拠点施設において子どもを一時的に預かる事業への支援を行います。

#### ⑤放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた環境整備を進めます。また、時間延長については、運営方法や受け入れ体制の確保等を総合的に検討します。

### （４）認定こども園、町立保育所と小学校との連携についての基本的考え方

#### ①幼児期の育ちの連続性

認定こども園・町立保育所の教育・保育と、小学校では、子どもの生活や教育方法は異なりますが、子どもの育ちや学びが連続していることを認識し、生活の変化に子どもが対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本町の実情に応じた連携方策を進めます。

#### ②推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに連携のための活動を年間計画に位置付けるなど、組織的かつ計画的に実施します。

#### ③保育士と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう保育士と小学校教諭の交流を行います。

# 第７章　計画の推進体制

## １．計画の推進に向けた３つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

### （１）町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、町立保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

### （２）近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

### （３）国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度にて、認定こども園、幼稚園及び保育園を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係する全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課と連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

## ２．計画の点検・評価・改善

### （１）計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、白老町子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、白老町子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

### （２）計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会を捉えて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

## ３．市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の３点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

|  |
| --- |
| **市町村の責務** |
| １ | 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。 |
| ２ | 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。 |
| ３ | 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。 |

|  |
| --- |
| **事業主の責務** |
| １ | 雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。 |

|  |
| --- |
| **国民の責務** |
| １ | 子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。 |

## ４．計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や町はもとより、家庭や地域、保育所、認定こども園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

### （１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

### （２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

### （３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

さらに、町民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

### （４）企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

### （５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

# 資料編

## 白老町附属機関の設置に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、所掌事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

（組織）

第３条　前条の附属機関は、別表に掲げる委員の定数により組織する。

２　当該附属機関における委員の任期は、別表に掲げるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（白老町特別職報酬等審議会条例等の廃止）

第２条　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　白老町特別職報酬等審議会条例（昭和４４年条例第２号）

(2)　白老町立国民健康保険病院運営審議会設置条例（昭和４９年条例第４４号）

(3)　白老町総合計画審議会条例（昭和５０年条例第４４号）

(4)　白老町町史編さん委員会条例（昭和５７年条例第３５号）

(5)　白老町財産管理委員会条例（昭和５８年条例第１０号）

(6)　白老町行政改革推進委員会条例（平成７年条例第２８号）

(7)　白老町上下水道事業運営審議会条例（平成７年条例第３１号）

(8)　白老町文化財等運営審議会条例（平成９年条例第３０号）

(9)　白老町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１１年条例第３５号）

(10)　白老町観光対策審議会条例（昭和５４年条例第４号）

(11)　白老町住居表示審議会条例（昭和５４年条例第１８号）

(12)　白老町健康づくり推進委員会条例（平成５年条例第２号）

(13)　白老町みんなの基金事業運営委員会設置条例（平成２年条例第１６号）

(14)　白老町文化振興審議会条例（平成元年条例第２８号）

(15)　白老町スポーツ推進審議会条例（昭和５１年条例第３８号）

（白老町学校給食センター条例の一部改正）

第３条　白老町学校給食センター条例（昭和４５年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（白老町表彰条例の一部改正）

第４条　白老町表彰条例（昭和５９年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（白老町営住宅条例の一部改正）

第５条　白老町営住宅条例（平成９年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

〔次のよう〕略

（白老町中小企業振興条例の一部改正）

第６条　白老町中小企業振興条例（昭和５３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（白老町情報公開条例の一部改正）

第７条　白老町情報公開条例（平成１１年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（白老町個人情報保護条例の一部改正）

第８条　白老町個人情報保護条例（平成１１年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（白老町公民館条例の一部改正）

第９条　白老町公民館条例（昭和５５年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（白老町立図書館条例の一部改正）

第１０条　白老町立図書館条例（昭和５８年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

第１１条　この条例の施行の際、第２条第１号から第９号までに掲げる条例及び第３条から第５条までに掲げる条例により設置されていた附属機関は、当該条例の廃止又は一部改正にかかわらず、この条例により設置された附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

附　則（平成２６年１月２９日条例第１号）

この条例は、平成２６年２月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月１６日条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１６条第１項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の別表第１項の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第１項の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成２８年３月１５日条例第７号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年６月２日条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年９月２６日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

１　町長の附属機関（白老町子ども・子育て会議のみ抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 所掌事務 | 委員の定数 | 委員の任期 |
| 白老町子ども・子育て会議 | 町長の諮問に応じて、次に掲げる事項に関する調査及び審議(1)　子ども・子育て支援法第７２条第１項各号に規定する事務に関すること。(2)　前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める本町の子ども・子育て支援施策に関すること。 | １２人以内 | ２年 |

## 白老町子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和５年３月22日～令和６年12月31日】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所属団体名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
| 保健・医療 | 白老町歯科医師協議会 | 歯科医 | 鈴　木　　　豪 |  |
| 福祉・教育 | 社会福祉法人 ポロト会 緑丘保育園 | 園長 | 長　尾　美　保 |  |
| 学校法人 登別立正学園 海の子保育園 | 園長 | 川　野　隼　人 |  |
| 白老町民生委員児童委員協議会 | 児童部会長 | 佐々木　康二郎 |  |
| ＮＰＯ法人 お助けネット | 理事 | 西　村　篤　子 | 副会長 |
| 白老町校長会 | 副会長 | 関　東　英　政 | 会長 |
| 白老親業研究会 | 会員 | 糸　瀬　　　愛 |  |
| 青少年育成団体 | 白老町青少年育成町民の会 | 会長 | 山　田　和　子 |  |
| 白老町ＰＴＡ連合会 | 監事 | 船　越　裕　毅 |  |
| 一般社団法人 白老青年会議所 | 理事長 | 道　見　翔　太 |  |
| 公　募 | 白老小学校　保護者 | 代表 | 野　本　あゆみ |  |
| 白老さくら幼稚園 保護者会 | 副会長 | 藤　井　玲　奈 |  |

※敬称略

【任期：令和７年２月６日～令和９年２月５日】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所属団体名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
| 保健・医療 | 白老町歯科医師協議会 | 歯科医 | 鈴　木　　　豪 |  |
| 福祉・教育 | 社会福祉法人 ポロト会 緑丘保育園 | 園長 | 長　尾　美　保 |  |
| 学校法人 登別立正学園 海の子保育園 | 園長 | 川　野　隼　人 |  |
| 白老町民生委員児童委員協議会 | 児童部会長 | 佐々木　康二郎 |  |
| ＮＰＯ法人 お助けネット | 理事 | 西　村　篤　子 | 副会長 |
| 白老町校長会 | 副会長 | 関　東　英　政 | 会長 |
| 児童発達支援・放課後等デイサービスｍａｎａ | 胆振統括責任者 | 宮　本　真奈代 |  |
| 青少年育成団体 | 白老町青少年育成町民の会 | 会長 | 山　田　和　子 |  |
| 白老町ＰＴＡ連合会 | 監事 | 船　越　裕　毅 |  |
| 一般社団法人 白老青年会議所 | 副理事長 | 渡　辺　詠一朗 |  |
| 公　募 | 白老小学校保護者 | 代表 | 野　本　あゆみ |  |
| 白老さくら幼稚園 保護者会 | 副会長 | 藤　井　玲　奈 |  |

※令和７年２月６日現在、敬称略

## 計画策定の経過

|  |  |
| --- | --- |
| 年 月 日  | 経過概要 |
| 令和６年８月～９月 | 「第３期白老町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケートの実施 |
| 令和６年12月26日（木） | 令和６年度　第１回白老町子ども・子育て会議・計画策定の概要について・子ども・子育てを取り巻く状況について・第２期計画の実施状況について・ニーズ調査報告書 （概要版）について |
| 令和７年２月６日（木） | 令和６年度　第２回白老町子ども・子育て会議・第３期白老町子ども・子育て支援事業計画素案について |
| 令和７年２月18日（火）～令和７年３月19日（水） | パブリックコメント |
| 令和７年３月26日（水） | 令和６年度　第３回白老町子ども・子育て会議・パブリックコメントの結果について・第３期白老町子ども・子育て支援事業計画案について |

第３期

白老町子ども・子育て支援事業計画

発行：白老町子育て支援課

令和７年３月

〒059-0995　北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

TEL　0144-82-2121（代表）

FAX　0144-82-4391（代表）